

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が令和元年10月21日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和元年9月24日付けで行った法に基づく保護申請却下決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成30年8月3日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和元年9月12日に、請求人から、同年5月分の移送費について、同年8月1日付けの移送費（通院交通費）支給申請書及び通院回数証明書を受理した。
- 3 処分庁は、令和元年9月24日付けで、請求人に対し、同年5月分の移送費の申請を却下する決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 4 請求人は、令和元年10月21日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1. 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

保護費の遡及変更は3ヶ月程度（申請月から前々月分まで）と考えるべきとされているため。と却下の理由を記されているが関係条文が示されておらず、根拠法不明なので無効である。本件は8月1日に申請を行ったもので9月12日付で申請すると言った覚えはない。

(2) 審理員が令和2年2月26日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

弁明書をいただいたが、請求人の主張に触れているところは一切なく、したがって請求人の主張に異を唱えている部分も見当たらず、反論と構えるほどのことはないので、繰り返しを懼れず論を補強する。

そもそも請求人の主張は下された処分が根拠としている文章に曖昧なところがあり、読み方によっては別の解釈があるのではないかと一石を投じたものである。基本的なことを言うと、ひかれた文章は「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によったものだが、この書物は運用の手引き、参考、考え方などを記したものであり、請求人が求める根拠には、法、条例、通達、告示、あるいはせめて「生活保護手帳」から引用していただきたかった。実際問答集でも各項目の末尾には根拠となる条文等を示している。

さて、弁明書の引用文をそのまま書き写す。「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」

この文章を読むと、これは家賃（上限4万円）に加えて支給される、約8万5千円について言っているということがわかる。なるほど3か月前の8万5千円を今現在支払うことは、（無くて生きてこれたのだから）最低生活費の支給という原則を考えると、不合理でもあり不都合でもあるだろう。しかし請求人が問題にしているのは最低生活費ではなく移送費の1100円である。3か月前の1100円が現在の生活に影響を与える状況はなかなか想像しにくい。

言うまでもないことだが、金額の多寡を問題にして、そんなに高額ではないのだからあまり厳格にしないでくれと言っているのではない。むしろ真逆で条文をきっちり読んで厳密に解釈してくれと言っているのだ。また繰り返しになるが移送費についての議論に最低生活費の例文を持ち出してくるのは牽強附会とでもいうべきで、到底本件に見合った例題とはいえず、これも厳密に適用していただきたく、よって本件処分は承服しがたい。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

令和元年9月24日付けの本件処分通知書には、「令和元年9月12日付けで申請された生活保護法による申請については、次の理由で却下します。」「却下の理由・①保護費の遡及変更は3ヶ月程度（申請月から前々月分まで）と考えるべきとされているため。②3ヶ月を超えて遡及する期間の最低生活費を遡及することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、妥当ではないため。なお本件は令和元年8月1日に申請がなされ受理したが、上記①、②の却下理由を口頭説明し、後日、申請者に申請書を返却した経緯があり、再度令和元年9月12日付けで申請されたため受理した。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年2月6日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

平成30年8月3日

請求人に対し保護開始。

令和元年8月1日

請求人が来所。令和元年5月分通院に係る移送費支給申請書の提出があり受理した。請求人に申請が遅れた理由について確認したところ、「以前申請のため来庁し、窓口にいる職員に担当ケースワーカーを呼んで貰ったが、電話中だったため長く待たされた。しびれを切らし、提出しないまま帰宅したため、提出が遅れた。」との申立てであった。

請求人に対し、申立ての内容では2カ月を経過して支給できるか不明なため上司に相談する旨を説明したところ、「それは全く構いません。」との回答があった。

同日、上司に相談したが、上記理由では遡及不可との判断となったため、請求人に対し、支給できない旨を記載した付箋を付けて移送費支給申請書を返送した。

令和元年8月19日

請求人が来所。令和元年5月分移送費支給申請が却下になった理由を確認したいとの申立てあり。請求人に対し、問答集を使用し、生活保護では申請のあった月の2カ月前の分までしか遡って支給できず、3か月前の交通費は保護費で自弁出来たと考えることになる旨を説明するも、納得せず、不服申し立てを行う旨の発言があった。

令和元年9月12日

請求人が来所。請求人からは、令和元年9月3日付けで開示された書類を確認し、令和元年5月分通院に係る移送費支給申請に係る却下の決裁がケース記録のみということ

に疑問を感じたことから、大阪府へ審査請求の手続きに行ったところ、処分庁が令和元年5月分通院移送費支給申請書を受理した場合、同支給申請書を請求人に返却してはならないこと、却下する場合は却下の通知書を渡すべきであると説明を受けたとの申立てあり。

請求人から審査請求を行うためには却下通知書が必要のため、通知書が欲しいと申立てがあり、請求人に一旦返却した令和元年5月分通院移送費支給申請書を受理した。

令和元年9月24日 本件処分を実施。

令和元年10月1日 請求人が来所。請求人の希望に基づき本件処分通知書を手交した。

ウ 本件処分の正当性について

扶助費の遡及支給の限度について、問答集問13-2答1において「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」とあり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」とある。

請求人は、令和元年5月分通院に係る移送費の支給申請を令和元年8月1日付けで行ったが、上記の趣旨から令和元年5月分通院費については遡及支給できる期間を越えていると判断し本件処分を行ったものであり、違法・不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成31年度医療扶助移送費支給検討表には、「移送の方法 公共交通機関」、「費用概算 1回 往復1100円」、「月間通院日数 1日」、「費用の妥当性 妥当」、「扶助の可否 可（医療扶助運営要領第3-9-(2)-アによる）」、「次回確認 令和2年4月」との記載がある。

また、起案日を平成31年4月とする「保護決定（一時扶助について）」には、「標題について、別紙のとおり申請があったため下記実施要領に基づき検討を行った結果、扶助の決定を行うこととする。」、「医療扶助 移送費 医運第3-9-(2) ア 公共交通機関 電車 550円×2回 決定額 1,100円」との記載がある。

イ 令和元年8月19日付けのケース記録票には、「8/1、請求人来所。（中略）病院の5、6、7月分通院移送費支給申請書を提出。既に8月に入っているので、5月分が支給できないが提出出来なかった理由を確認。5月分を以前提出に来たが、窓口にいる職員に担当ケースワーカーを呼んで貰ったが、電話中だったため、長く待たされた。しびれを

切らし、提出しないまま帰宅した。そのため、提出が本日になったとのこと。その内容では2カ月を経過して支給できるか不明なので、上司に相談すると伝えた。その後、査察指導員に相談したが、その理由で遡及不可とのことで、請求人には支給できない旨付箋に記載し、保護決定通知書と一緒に送付した。

8/19、請求人来所。5月分移送費が支給されなかったことに不満があり、請求人自身でいろいろ調べてみたが、判然としないため、理由を確認に来た。生活保護では3か月前の交通費は保護費で自弁出来たと考え、2カ月前の分しか支給できないと問答集を基に説明するが、納得しない。」との記載がある。

ウ 処分庁が令和元年9月12日に受理した令和元年8月1日付けの移送費（通院交通費）支給申請書及び通院回数証明書には、「5月通院回数 1回 合計 1,100円」との記載がある。

エ 令和元年9月24日付けのケース記録票には、「請求人の5月分通院移送費申請却下について 請求人が令和元年9月12日付で申請した5月分通院移送費は、保護費の遡及変更は3カ月程度と考えるべきとされているため、また3カ月を超えて遡及する期間の最低生活費を遡及することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、妥当ではないため、申請を却下する。」との記載がある。

3 審理員が令和2年8月26日に受理した審理員からの質問に対する処分庁の回答書には、次の趣旨の記載がある。

(1) 移送の給付について、請求人は、処分庁に対して、令和元年5月分の支給申請を事前に行っていたか、また、処分庁は、請求人の移送の給付について事前に必要性等を検討しているかについての質問に対する回答には、「移送の給付について、請求人は、令和元年5月分の支給申請を事前には行っていません。また、実施機関として、事前に請求人の移送の給付について認められるかについては、平成31年4月分の移送費の申請があった際に、平成31年度医療扶助移送費支給検討票により、扶助が必要と判断しております。」との記載がある。

(2) 移送の給付について、処分庁は、請求人に対して、事前申請が必要なこと等の説明を行っているかについての質問に対する回答は、「平成30年9月20日に保護変更【医療扶助（通院移送費）】申請書を受理した際、担当者から移送費（通院交通費）支給申請書を交付し、申請方法についても請求人に説明しています。」との記載がある。

(3) 請求人の通院状況についての質問に対する回答は、「通院は令和元年5月よりも前から通院されています。請求人は、こちらから指導を行わなくても(2)の保護変更【医療扶助（通院移送費）】申請書を受理して以降、平成30年9月・11月・12月分、平成31年1月・2月・3月・4月分について請求人は移送費請求書を速やかに提出しており、それぞれの移送費を支給しております。よって請求人は、手続きを理解し、適切に申請を行っており

ました。」との記載がある。

- (4) 処分庁は、請求人に対して令和元年5月以降の移送費申請書を速やかに提出するよう指導を行った記録があるかについての質問に対する回答は、「令和元年6月分以降、令和2年5月分まで毎月適切に移送費の申請がなされ、支給されております。移送費申請書を速やかに提出するよう指導を行った記録はありません。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」定め、左に掲げる事項として「6 移送」を定めている。
- (2) 法第24条は、申請による保護の開始及び変更について定め、第3項において、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と定めている。
- (3) 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。）第3の9の(1)は、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」と定めている。
- (4) 医療扶助運営要領第3の9の(2)は、移送の給付の範囲として「アからクまでに掲げる場合において給付を行う。」と定め、「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合、当該受診に係る交通費が必要な場合」、「イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」と定めている。
- (5) 医療扶助運営要領の第3の9の(3)のアは、移送の給付の手続として、「要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。」と定め、イは、「被保護者から申請があつた場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。（中略）また、福祉事務所において給付を決定する以前に公共交通機関を利用した際の交通費や、福祉事

務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。」と定めている。

- (6) 「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」(平成20年4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局課長通知。以下「課長通知」という。)2は、「移送の給付は、原則として、被保護者からの事前の申請に基づき行われるものであり、その基本的な手続きの流れは、別紙1のとおりである。」と定め、別紙1には、「移送費の給付決定に関する決定事務のフローチャート」として「①被保護者からの申請」、「②福祉事務所における検討 下記のいずれかに該当するものかについて検討 アからエまでの場合」、「③嘱託医協議・主治医意見聴取 ・比較的近距離の医療機関以外の医療機関への受診必要性 ・電車、バス等の利用の可否に係る医学的判断」、「疑義がある場合 ④検診命令」、「⑤福祉事務所における審査→給付決定 ・嘱託医協議、主治医意見、検診命令の検診結果等を総合的に勘案して、受診医療機関、利用する交通機関、給付対象となる日数について決定 ・複数事業者の見積等により運送業者の決定」、「⑥受診」、「⑦通院実績の確認 ・通院証明書、レセプトとの突合による受診日数確認 ・領収書等による所要金額の確認」と定めている。
- (7) 課長通知3は、移送の給付手続として、「被保護者から申請のあった移送の給付について、その内容を検討した結果、移送の給付範囲のアからクまでに該当するときは、以下の事項について十分な検討を行った上で、給付を決定すること。給付の決定に当たっては、移送により医療扶助に基づく適切な療養を受けることを指示すること。」と定めている。
- (8) 課長通知4は、移送費の給付決定の際の被保護者への説明として、「給付に際しては、通院する医療機関において必要事項の記載を受けた通院証明書を事後的に福祉事務所に提出させるよう指示すること。」と定めている。
- (9) 課長通知5の(1)は、通院実績等の確認として、「被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認すること。」と定めている。
- (10) 問答集の問13の2の答1は、「世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。」の扶助費追加支給の限度について、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件処分について

(1) 本件についてみると、前記審理関係人の主張の要旨1(3)のとおり、処分庁は、保護費の遡及変更は3か月程度(発見月及びその前々月まで)と考えるべきとされており、3か月を超える期間の最低生活費を遡及することは、生活保護費の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではないとして、令和元年5月分の移送費の申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 移送の給付については、前記1(5)から(9)のとおり、原則として、被保護者からの事前の申請に基づき行われるものであり、被保護者からの申請について、福祉事務所は嘱託医協議や主治医の意見聴取を行った上で審査し、給付決定を行うこととされている。また、福祉事務所は、被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認することとされている。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ア及びイのとおり、①処分庁は、月間通院日数1日、支給額1,100円とする移送の給付を決定したこと、②処分庁は、次回確認月を令和2年4月としたこと、③令和元年9月12日、処分庁は、請求人から同年8月1日付けの同年5月分の移送費(通院交通費)支給申請書及び通院回数証明書を受理したこと、④請求人の同年5月分の通院回数は1回、支給額1,100円であったことが認められる。

また、前記審理関係人の主張の要旨3(1)及び(4)のとおり、処分庁は、審理員からの「実施機関として、事前に請求人の移送の給付について認められるか検討し、必要性等が認められると判断しているか」についての質問に対し、平成31年4月の時点において、請求人について、移送の扶助が必要であると事前に判断している旨を回答している。

これらのことからすると、本件事件記録からは、請求人が移送の給付申請をいつ行ったかについて定かでないものの、上記①については前記1(5)及び(6)にいう事前の申請に対する給付の決定であると認められる。

上記決定に対し、前記1(9)のとおり、請求人の通院実績について、事前に移送の給付対象とした日数等と差異がないか、通院証明書やレセプトとの突合により確認する必要があるにも関わらず、本件事件記録からは、処分庁がこれを行った形跡は認められず、処分庁は、単に保護費の遡及変更は3か月程度と考えるべきとされていることのみをもって本件処分を行っていることから、その手続において瑕疵があると言わざるを得ない。

なお、処分庁が請求人に対し決定した移送の給付対象とした日数と、請求人が処分庁に対し、提出した通院証明書に記載された通院回数とに差異は認められない。

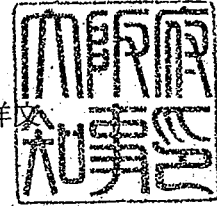
(3) 以上のとおり、処分庁が令和元年5月分の移送の給付を行わないこととした判断は適正を欠き、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年6月29日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。